

## 国立大学法人大阪大学構内における取材等についての取扱要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、大阪大学豊中地区構内、吹田地区構内及び箕面地区構内(各附属病院患者用駐車場を除く。以下「構内」という。)において学外者(大阪大学(以下「本学」という。)からの依頼を受けた者を除く。以下同じ。)が行う取材及び撮影(以下「取材等」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において、「取材等」とは、業として行われるか否かにかかわらず、次のいずれかを制作するために行う取材等をいう。

- 一 新聞における企画、特集及び連載記事(ニュース記事を除く)
- 二 映画
- 三 テレビ番組(速報ニュースを除く)
- 四 ラジオ番組
- 五 書籍
- 六 ウェブコンテンツ

### (取材等の許可等)

第3条 部局長(本部事務機構にあつては、広報担当理事)(以下「部局長等」という。)は、取材等希望者からの申請に基づき、当該所属の管理区域内の取材等について許可するか否かを判断する。

2 部局長等は、取材等の内容が次の各号のいずれかに該当した場合、取材等の許可をしてはならない。

- 一 本学の教育研究等事業の妨げになると判断したもの
- 二 本学を個人的な利益や営利目的に利用するおそれがあるもの
- 三 本学に対して疑惑や不信を招くおそれがあると判断したもの
- 四 その他、社会通念に照らし、公序良俗に反すると認められるもの

3 部局長等は、取材等希望者が次の各号のいずれかに該当した場合、取材等の許可をしてはならない。

- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に該当する営業を行うもの
- 二 民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)又は社会更生法(平成14年12月13日法律第154号)による再生又は厚生手続中のもの
- 三 暴力団員及び暴力団密接関係者

4 取材等により制作されたものは、本学の指示に基づき「協力 大阪大学」等のクレジットを表記すること。ただし、新聞、インターネットへの掲載及びラジオ放送は、この限りではない。

5 掲載状況等を確認するため次の制作物を提供すること。ただし、新聞及びインターネットへの掲

載は、この限りではない。

- 一 雑誌等は掲載誌1部
- 二 映画及びテレビ番組はBlu-ray Disc1式
- 三 ラジオ番組は音源データ1式

#### (取材等料金)

第4条 取材等料金は、当分の間、無料とする。ただし、次の場合は有料とすることができる。

- 一 取材等が教職員の勤務時間外に及ぶ場合で、教職員の勤務が必要となる場合
  - 二 特殊な取材等に伴い多額の光熱水費が消費される場合
  - 三 その他、本学の経費負担が多いと思われる場合
- 2 前項ただし書きの取材等料金については、別に定める。

#### (取材等の申請)

第5条 取材等希望者は、原則として取材等を行う日の二週間前までに企画書等を添え、部局等の担当部署に申し出なければならない。

- 2 取材等希望者が前項の申し出により内諾を得た場合は、当該担当者の指示に従い、別紙「大阪大学構内における取材等許可申請書」(以下「申請書」という。)を提出すること。ただし、電話及び電子メール(以下「電話等」という。)による取材等については、申請書の提出を省略することができる。

#### (取材等の許可)

第6条 部局長等は、申請書の内容について適当と認めた場合は、当該取材等の許可を行うこと。

- 2 部局長等は、取材等の許可に際し、構内の保全及び適切な管理運営のため必要な条件を付すことができる。
- 3 前々項の許可を行った場合は、本学の正門及び全体風景の撮影についても許可したこととみなすものとする。

#### (取材等許可の取消等)

第7条 部局長等は、次のいずれかに該当するときは、取材等の許可を受けた者(以下「取材等許可者」という。)に対し、取材等許可の取消及び取材等を中止(以下「取材等許可の取消」という。)させることができる。

- 一 本学の教職員が取材等に対応することができなくなったとき。
  - 二 構内において管理上の問題が生じたとき。
  - 三 本学に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
  - 四 取材等許可者がこの要項に違反したとき。
  - 五 申請書に記載された内容が事実と異なるとき。
  - 六 取材等許可者が本学の指示に従わないとき。
- 2 前項の規定に基づく取材等許可の取消により取材等許可者に損害が生じた場合においても、本学はその責を負わない。

(報告)

第8条 部局長等は、取材等を許可した場合は、遅滞なく、許可書の写し又は電話等により企画部広報課に報告すること。

(雑則)

第9条 本要項は、本学が有する写真及びデータ(以下「写真等」という。)の使用について準用する。  
この場合において、これらの要項中「構内において学外者が行う取材等」とあるのは「大阪大学に係る写真等の使用」と、「取材等」とあるのは「使用」と、「大阪大学構内における撮影等許可申請書」とあるのは「大阪大学に係る写真等使用許可申請書」と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 この要項の改廃は、広報担当理事が行う。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。